地域包括支援センター　　様
委託先居宅介護支援事業所　　様

原案作成委託料支払業務の開始に伴う変更点について

長野県国民健康保険団体連合会
介護保険課

目次

１．原案作成委託料支払業務とは

２．原案作成委託料支払業務の国保連合会による実施有無のイメージ

３．国保連合会の原案作成委託料支払業務に係る制約事項について

４．原案作成委託料の支払いと債権譲渡の取扱いについて

５．地域包括支援センター向け帳票等の変更点について

６．地域包括支援センターにてご注意いただきたい事項について

７．委託先居宅介護支援事業所向け帳票等の変更点について

８．(参考）運用フロー図

１．原案作成委託料支払業務とは

■ 原案作成委託料支払業務とは、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）から委託を受けた居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターに代わり介護予防支援等を実施した場合に、地域包括支援センターまたは地域包括支援センターを管轄する市町村が、委託先の居宅介護支援事業者に対し、委託料を支払う業務です。

■ 国保連合会では、一部保険者（市町村）から委託を受け、令和8年度（令和8年4月サービス分、令和8年5月審査分）より当該事務を開始いたします。

■ **地域包括支援センター設置主体市町村（保険者である広域連合）が原案作成委託料支払業務を国保連合会へ委託した場合**、管内地域包括支援センター及び委託先居宅介護支援事業所における原案作成委託料に係る事務処理等に変更が生じます。

■ 地域包括支援センター設置主体市町村（保険者である広域連合）の国保連合会への当該業務の委託予定の有無については該当市町村（保険者である広域連合）へご確認ください。

■ 原案作成委託料支払業務の国保連合会による実施有無のイメージは次頁を参照ください。

2．原案作成委託料支払業務の国保連合会による実施有無のイメージ（１／２）

地域包括支援センター設置主体市町村（保険者である広域連合）が原案作成委託料支払業務を本会へ**委託していない場合**の運用イメージは以下のとおり

A：委託型　地域包括支援センター ⇒ 居宅介護支援事業所

原案作成を委託している地域包括支援センターは、国保連合会から受領したサービス計画費より、委託料相当分を委託先の居宅介護支援事業所に支払いを行っています。

B：直営型　保険者 ⇒ 居宅介護支援事業所

地域包括支援センターが保険者直営の場合は、保険者から委託先の居宅介護支援事業所に対して支払いを行っています。

＜イメージ図＞

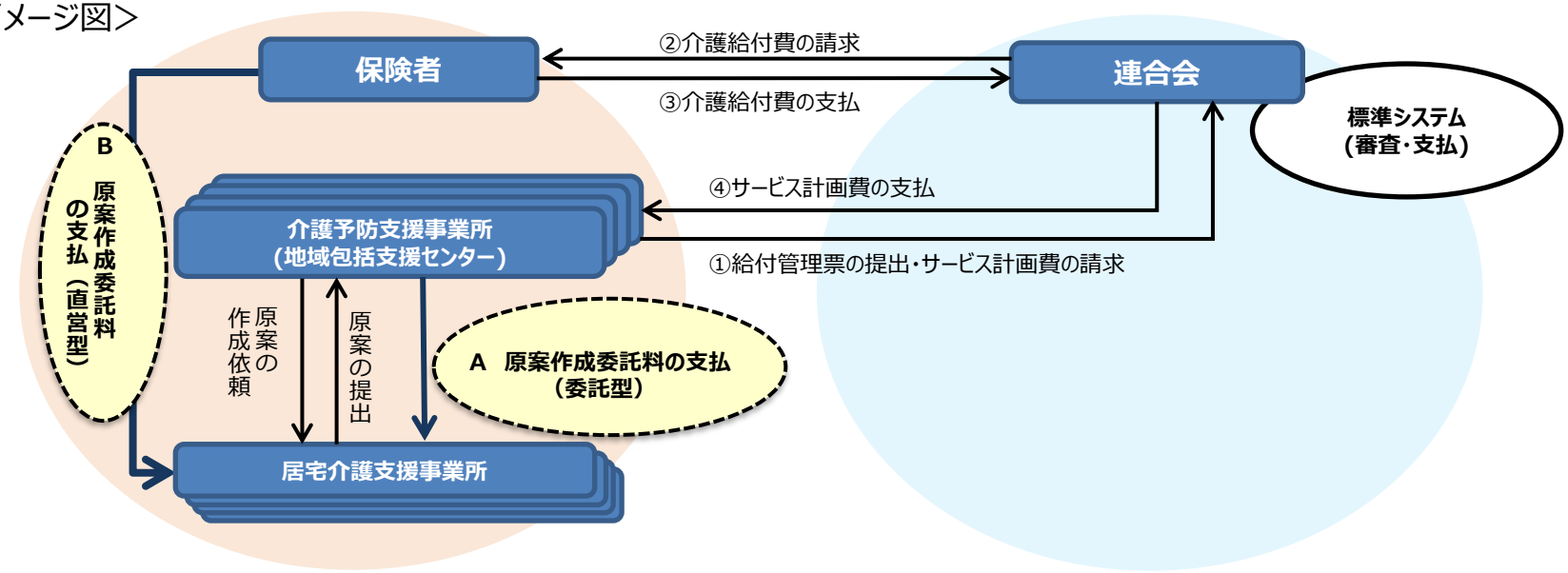

2．原案作成委託料支払業務の国保連合会による実施有無のイメージ（２／２）

地域包括支援センター設置主体市町村（保険者である広域連合）が原案作成委託料支払業務を本会へ
委託した場合の運用イメージは以下のとおり

国保連合会 ⇒ 居宅介護支援事業所

保険者および地域包括支援センターが行っている原案作成委託料の支払事務を、国保連合会が代わりに実施することで、保険者および地域包括支援センターの事務負担を軽減することが可能となります。

＜イメージ図＞

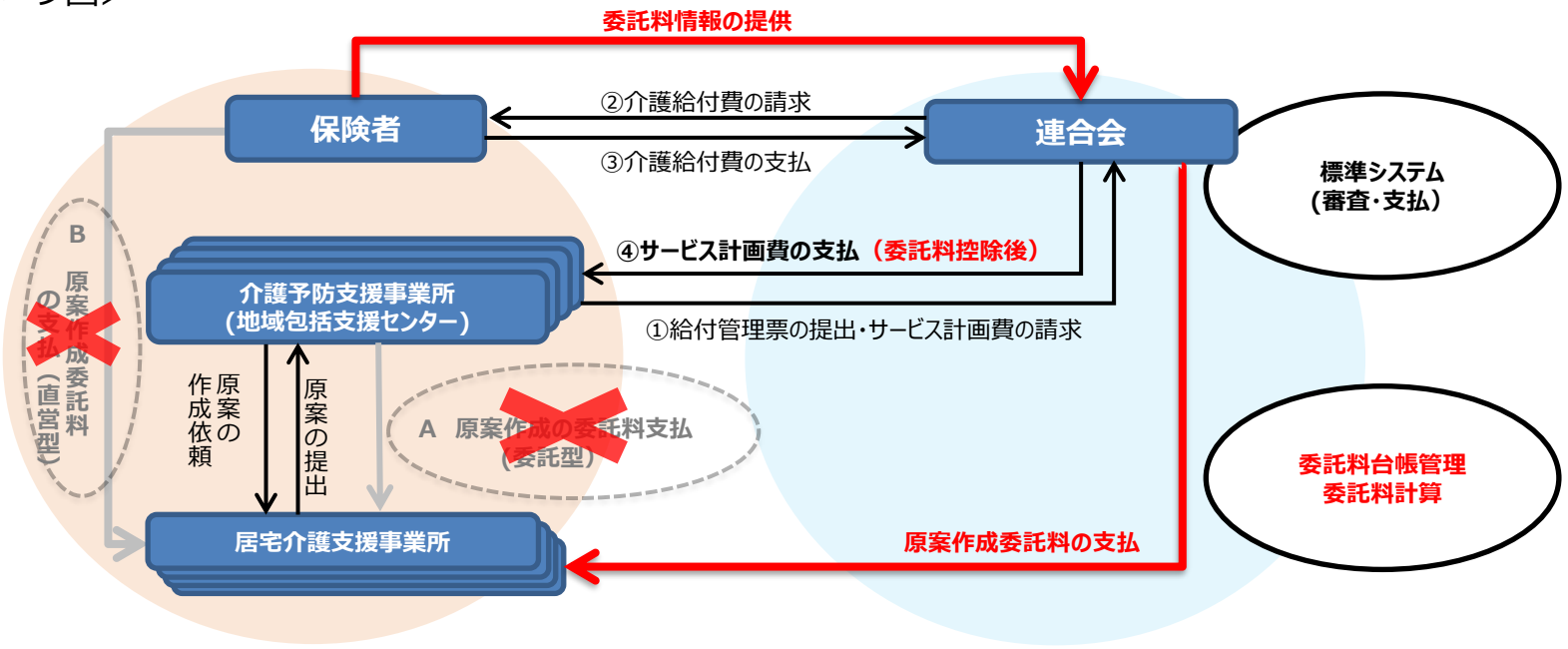

３．国保連合会の原案作成委託料支払業務に係る制約事項について

■「委託先居宅介護支援事業所が県外の場合」及び「介護報酬の請求先保険者が県外の場合」については、
国保連合会から委託先居宅介護支援事業所に対して原案作成委託料を支払うことはできません。

■ 「委託先の居宅介護支援事業所が県外の場合」及び「介護報酬の請求先保険者が県外の場合」、
地域包括支援センター設置主体市町村（保険者である広域連合）が国保連合会へ原案作成委託料支払業務を
委託した場合であっても、従前どおりの方法（国保連合会を介さない）で委託料の請求支払を行う必要があります。

４．原案作成委託料の支払いと債権譲渡の取扱いについて

■ 原案作成委託料は、委託先居宅介護支援事業所が本会へ届け出た口座へ通常の介護給付費等と合算し、国保連合会から支払われます。※

■ 令和８年５月審査分（令和８年６月支払分）から「介護給付費」と「総合事業費」に加え、「原案作成委託料」についても債権譲渡の対象となります。※

■ 委託先居宅介護支援事業所が債権譲渡している場合、通常の介護給付費等と同様に譲受人（ファクタリング会社）に対して原案作成委託料が支払われます。※

■ 譲渡人（委託先居宅介護支援事業所）及び譲受人（ファクタリング会社）におかれましては、譲渡対象債権の追加に伴う権利関係の変化について予めご承知おきください。
譲渡人（委託先居宅介護支援事業所）は必要に応じて譲受人（ファクタリング会社）へ連絡をお願いいたします。

※令和６年３月28日付厚生労働省老健局介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課、老人保険課連名事務連絡
「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」に基づくシステム変更によるもの

５．地域包括支援センター向け帳票等の変更点について（１/２）

令和8年5月審査（令和8年6月送付）以降の介護給付費等支払決定額通知書について

介護給付費等支払決定額通知書

令和6年5月　審査分として下記金額を支払決定し
右記銀行に送金しますので通知致します。

事業所番号	9000000010
金　　額	465,800

○○銀行

○○支店

令和6年 6月 1日
○○○○国民健康保険団体連合会

振込金額内訳

介護給付費支払額	1,000,000
主治医意見書作成料	0
消費税	0
認定調査費委託料	0
消費税	0
介護予防・日常生活支援総合事業費支払額	100,000
原案作成委託料（消費税を含む）	-600,000
電子証明書発行手数料（消費税を含む）	-13,200
ケアプランデータ連携システムライセンス料（消費税を含む）	-21,000
介護給付費等合計	465,800

SIBL01(7515)

「原案作成委託料（消費税を含む）」欄の出力内容

現在：０（ゼロ）を出力

・委託型地域包括支援センターの場合、
令和8年5月審査（6月支払）分からは
原案作成委託料がマイナス出力されます。

・直営型地域包括支援センターの場合、
従前どおり０（ゼロ）が出力されます。

5．地域包括支援センター向け帳票等の変更点について（2/2）

＜**新規帳票**＞介護予防支援費原案作成委託料明細書

※介護予防ケアマネジメント費原案作成委託料明細表については、同様のレイアウトとなるため割愛

国保連合会 → 事業所

介護予防支援費原案作成委託料明細書

令和6年6月　審査分

令和6年7月1日
1 頁
○○○○国民健康保険団体連合会

事業所番号	9000100010
事業所名	地域包括支援センターA（委託型）

委託先居宅介護支援事業所番号	委託先居宅介護支援事業所名	証記載保険者番号	証記載保険者名	被保険者番号	被保険者氏名	サービス提供年月	介護予防支援費	原案作成委託料	支払額	原案作成委託料（未支払分）	備考
9070100010	居宅介護支援事業所１	900010	○○市	0000000001	ﾋﾎｹﾝｼｬ01	R5. 5	4, 380	4, 000	380	0	
9070100010	居宅介護支援事業所１	900010	○○市	0000000002	ﾋﾎｹﾝｼｬ02	R5. 5	4, 380	4, 000	380	0	
9070100010	居宅介護支援事業所１	900010	○○市	0000000003	ﾋﾎｹﾝｼｬ03	R5. 4	7, 380	6, 700	680	0	
9070100010	居宅介護支援事業所１	900010	○○市	0000000003	ﾋﾎｹﾝｼｬ03	R5. 5	4, 380	4, 000	380	0	
9070100010	居宅介護支援事業所１	900010	○○市	0000000004	ﾋﾎｹﾝｼｬ04	R5. 4	-4, 380	-4, 000	-380	0	過誤取下
9070100010	居宅介護支援事業所１	900010	○○市	0000000004	ﾋﾎｹﾝｼｬ04	R5. 4	7, 380	6, 700	680	0	
9070100010	居宅介護支援事業所１	900010	○○市	0000000005	ﾋﾎｹﾝｼｬ05	R5. 4	-7, 380	-6, 700	-680	0	給付管理票取消
9170100010	他県居宅介護支援事業所１	900010	○○市	0000000006	ﾋﾎｹﾝｼｬ06	R5. 4	7, 380	6, 700	7, 380	6, 700	委託先他県
合計							23, 520	21, 400	8, 820	6, 700	

SICL51(8411)

委託先居宅介護支援事業所への原案作成委託料の支払状況及び支払額を確認するための帳票です。

・伝送（インターネット）請求事業所
　送付時期：毎月15日頃伝送

・紙及び媒体請求事業所
　送付時期：毎月20日頃発送（介護給付費等支払決定額通知書と同封）

6．地域包括支援センターにてご注意いただきたい事項について（1/3）

＜給付管理票（様式第11）＞

原案作成委託料の支払先の情報（委託先居宅介護支援事業所）は地域包括支援センターから提出される給付管理票（様式第11）の「委託先の支援事業所番号」欄に記載（入力）された番号となります。そのため、「委託先の支援事業所番号」の記載（入力）誤り、記載（入力）漏れにはご注意ください。

様式第十一（附則第二条関係）

給付管理票（令和　　年　　月分）

保険者番号		保険者名
被保険者番号		被保険者氏名
		フリガナ
生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・昭　年　月　日	男・女	事業対象者　要支援1・2 要介護1・2・3・4・5
居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間	
単位／月	1.平成 2.令和　年　月 ～	令和　年　月

作成区分	
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 3.　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成	
居宅介護／介護予防 支援事業所番号	
担当介護支援専門員番号	
居宅介護／介護予防 支援事業者の事業所名	
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先	
委託した場合	委託先の支援事業所番号
	介護支援専門員番号

6．地域包括支援センターにてご注意いただきたい事項について（2/3）

<介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（様式第７の３）>

給付管理票の提出を必要としない介護予防ケアマネジメント費の委託料については、委託先居宅介護支援事業所の情報が把握できないため、「摘要」の1行目に委託先居宅介護支援事業所番号10桁を記載（入力）します。

なお、給付管理票が存在する場合は、給付管理表の「委託先の支援事業所番号」に記載（入力）された番号が優先されます。

様式第七の三（附則第二条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
（介護予防ケアマネジメント費）

公費負担者番号
公費受給者番号
令和　年　月分
保険者番号

被保険者
被保険者番号
(ﾌﾘｶﾞﾅ)
氏名
生年月日　1.明治　2.大正　3.昭和　年　月　日
性別　1．男　2．女
要支援状態区分等　事業対象者　要支援１・要支援２
（継続利用の場合　要介護１・２・３・４・５）
認定有効期間　1. 平成 2. 令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

請求事業者
事業所番号
事業所名称
所在地　〒　－
連絡先　電話番号

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

令和６年度制度改正に伴う記載要領の変更

事業費明細欄の1行目の摘要に委託先居宅介護支援事業所の番号10桁を入力します。
住所地特例の場合は、事業費明細欄（住所地特例対象者欄）の1行目の摘要に入力します。

６．地域包括支援センターにてご注意いただきたい事項について（３/３）

原案作成委託料の過誤について

■ 給付管理票の「委託先の支援事業所番号」欄を正しい番号に訂正し、給付管理票を「修正」として
提出いただくのみでは、原案作成委託料の再計算は行われません。

■ 給付管理票の「委託先居宅介護支援事業所」欄に記載誤りがあった場合、給付管理票を
作成区分【修正】で提出いただき、給付管理票に紐づく請求明細書の過誤取下げが必要となります。
その後、請求明細書を再請求することにより正しい委託先へ原案作成委託料が支払われます。

■ 給付管理票が「取消」として提出された場合、給付管理票に紐づく請求明細書についても過誤されることから、
原案作成委託料についても過誤取消しされます。

７．委託先居宅介護支援事業所向け帳票等の変更点について（１/４）

令和8年5月審査（令和8年6月送付）以降の介護給付費等支払決定額通知書について

介護給付費等支払決定額通知書

令和6年5月　審査分として下記金額を支払決定し
右記銀行に送金しますので通知致します。

事業所番号	9070000010
金　　額	1,565,800

○○銀行

○○支店

令和6年 6月 1日
○○○○国民健康保険団体連合会

振込金額内訳

介護給付費支払額	1,000,000
主治医意見書作成料	0
消費税	0
認定調査費委託料	0
消費税	0
介護予防・日常生活支援総合事業費支払額	100,000
原案作成委託料（消費税を含む）	500,000
電子証明書発行手数料（消費税を含む）	-13,200
ケアプランデータ連携システムライセンス料（消費税を含む）	-21,000
介護給付費等合計	1,565,800

SIBL01(7515)

「原案作成委託料(消費税を含む）」欄
の出力内容

現在：0（ゼロ）を出力

令和8年5月審査（6月支払）分からは
委託型地域包括支援センター及び直営型
地域包括支援センターから支払われる原案
作成委託料が出力されます。

7．委託先居宅介護支援事業所向け帳票等の変更点（2/4）

＜**新規帳票**＞原案作成委託料支払内容明細書

国保連合会 → 事業所

原案作成委託料支払内容明細書

令和6年6月　審査分

令和6年7月1日
1頁
○○○○国民健康保険団体連合会

事業所番号	9070100010
事業所名	居宅介護支援事業所１

事業所番号（地域包括支援センター）	地域包括支援センター名	証記載保険者番号	証記載保険者名	被保険者番号	被保険者氏名	サービス提供年月	サービス種類コード	原案作成委託料支払額	備　考
9000100010	地域包括支援センターＡ	900010	○○市	0000000001	ﾋﾎｹﾝｼｬ01	R6. 5	46	4, 000	
9000100010	地域包括支援センターＡ	900010	○○市	0000000002	ﾋﾎｹﾝｼｬ02	R6. 5	AF	4, 000	
9000100010	地域包括支援センターＡ	900010	○○市	0000000003	ﾋﾎｹﾝｼｬ03	R6. 4	AF	-4, 000	過誤取下
9000100010	地域包括支援センターＡ	900010	○○市	0000000003	ﾋﾎｹﾝｼｬ03	R6. 4	AF	6, 700	
9000100010	地域包括支援センターＡ	900010	○○市	0000000004	ﾋﾎｹﾝｼｬ04	R6. 4	46	-4, 000	給付管理票取消
9000100010	地域包括支援センターＡ	900010	○○市	0000000004	ﾋﾎｹﾝｼｬ04	R6. 5	46	4, 000	
小計	介護予防支援費							4, 000	
	介護予防ケアマネジメント費							6, 700	
合計								10, 700	

SICL53(8431)

原案作成委託料の内訳や合計を確認するための帳票です。

・伝送（インターネット）請求事業所
　送付時期：毎月15日頃伝送

・紙及び媒体請求事業所
　送付時期：毎月20日頃発送（介護給付費等支払決定額通知書と同封）

7．委託先居宅介護支援事業所向け帳票等の変更点（3/4）

＜**新規帳票**＞原案作成委託料未支払一覧表

国保連合会→事業所

原案作成委託料未支払一覧表

令和6年6月　審査分

令和6年7月1日

1 頁

○○○○国民健康保険団体連合会

事業所番号	9070100010
事業所名	居宅介護支援事業所１

事業所番号（地域包括支援センター）	地域包括支援センター名	証記載保険者番号	証記載保険者名	被保険者番号	被保険者氏名	サービス提供年月	サービス種類	未　支　払　理　由
9000100010	地域包括支援センターＡ	900010	○○市	0000000001	ﾋﾎｹﾝｼｬ01	R6.5		給付管理票が返戻のため
9000100010	地域包括支援センターＡ	900010	○○市	0000000002	ﾋﾎｹﾝｼｬ02	R6.5	46	請求明細書が返戻のため
9000100010	地域包括支援センターＡ	900010	○○市	0000000003	ﾋﾎｹﾝｼｬ03	R6.5	AF	請求明細書が返戻のため
9000100020	地域包括支援センターＢ	900010	○○市	0000000004	ﾋﾎｹﾝｼｬ04	R6.5	46	地域包括支援センターにご確認ください
9000100030	地域包括支援センターＣ	910020	□□市	0000000005		R6.5	46	他県の受給者のため
9000100030	地域包括支援センターＣ	900010	○○市	0000000006	ﾋﾎｹﾝｼｬ06	R6.5	46	原資が過少のため

SICL54(8441)

原案作成委託料が未支払となった明細書の理由を確認するための帳票です。
本帳票に出力される条件は次頁を参照ください。

・伝送請求事業所
　送付時期：毎月15日頃伝送

・紙及び媒体請求事業所
　送付時期：毎月20日頃発送（介護給付費等支払決定額通知書と同封）

７．委託先居宅介護支援事業所向け帳票等の変更点（４/４）

原案作成委託料未支払一覧表に出力される条件は以下のとおり

１.給付管理票が返戻となり、委託先の居宅支援事業所情報が取得できない 。
（対応方法）請求明細書の過誤取下・再請求及び返戻となった給付管理票を再提出する。

２.請求明細書が返戻となり、原案作成委託料が支払われない 。
（対応方法）返戻となった請求明細書を再提出する。

３.請求明細書の記載が誤って原案作成委託料未満の金額で低く請求されている 。
（対応方法）請求明細書を過誤取下げ再請求し、請求金額を訂正する。

４.他県の被保険者である。

５.他県の公費負担者である。

⇒以上の４～５のような未支払理由の場合、国保連合会では原案作成委託料の支払ができないため、
地域包括支援センターと委託先居宅介護支援事業所間で従前どおりの方法（国保連合会を介さない）により
委託料の請求支払を行う必要があります。

８．（参考）運用フロー図（委託型地域包括支援センターの場合）

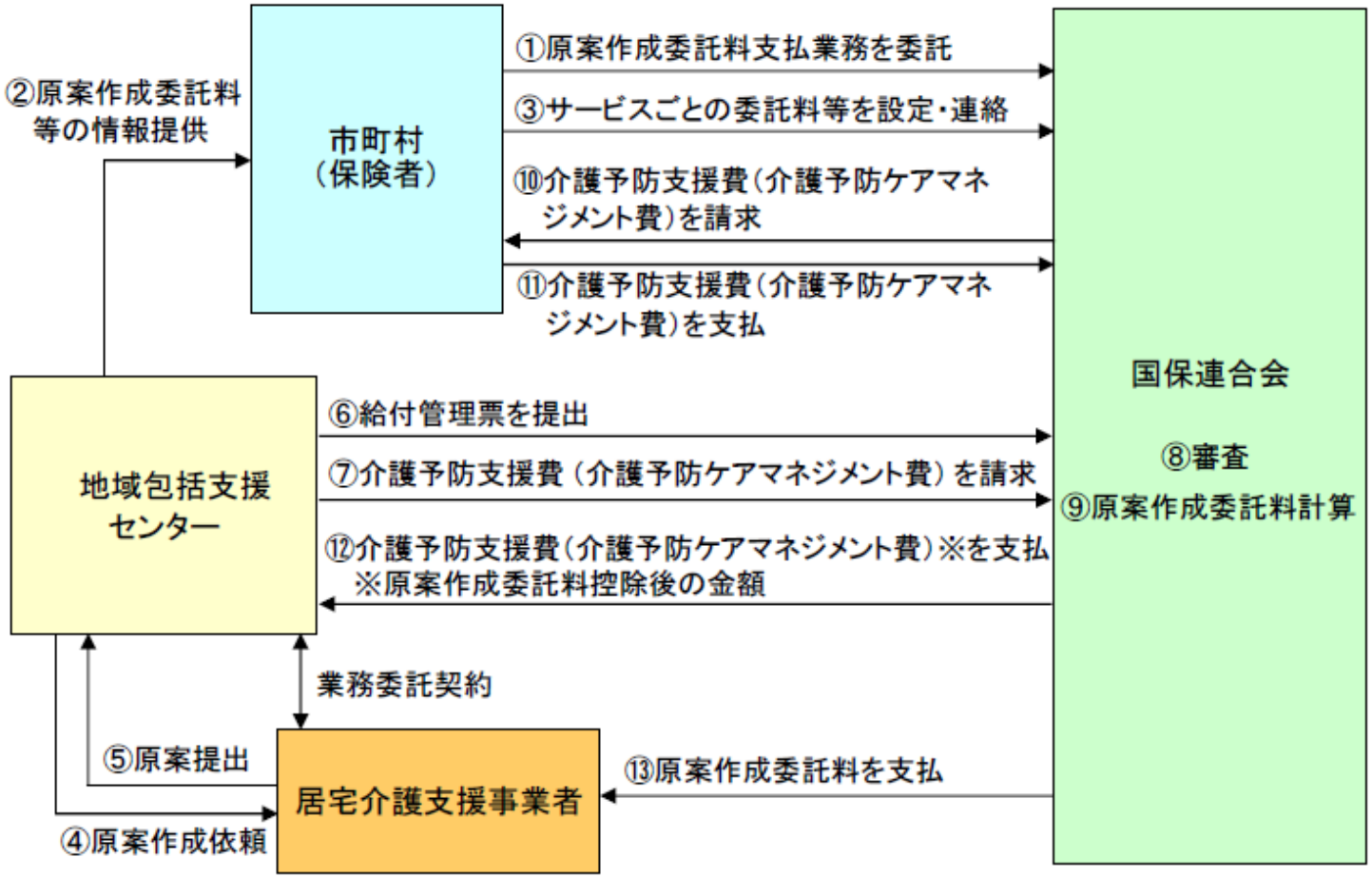
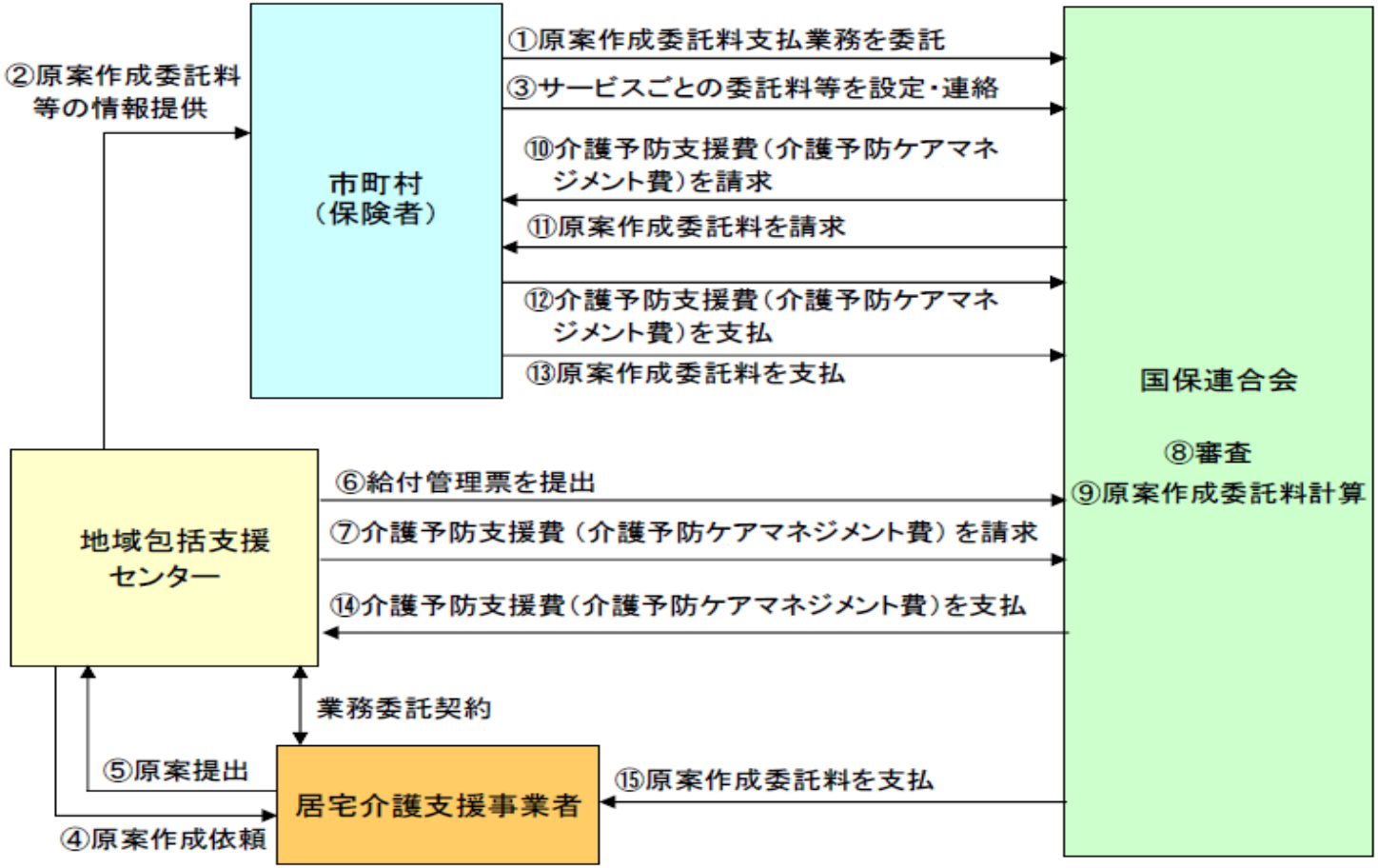
８．（参考）運用フロー図（直営型地域包括支援センターの場合）